

八代市農業用機械・施設等復旧支援事業(8月大雨)

県事業名:令和7年8月大雨営農再開支援事業

国事業名:農地利用効率化等支援交付金事業

令和7年8月大雨により、市内広範囲で農業用機械や農業用ハウス等の甚大な被害が発生したことから、被災農業者の速やかな営農再開のための復興・復旧を支援します。

1. 助成対象者

地域計画の目標地図に位置付けられた者

2. 支援内容

被災した施設・農業用機械の修繕・再取得等を支援します。

(トラック(汎用性の高いもの)は対象外です。)

補助率:国 3/10、県 2/10、市町村 2/10

:国 3/10、県 3/10、市町村 3/10

(い業専用機械の再取得、製造中止の一部のい業専用機械※の修繕)

※ハーベスタ、移植機、苗処理機、選別機、結束機、苗堀取機、加湿器

注意点

1. 事業費が50万円以上となる人が対象です。

2. 修繕・再取得した農業用機械等は、気象災害等による被災に備えた保険への通年加入が必要です。

3. 成果目標

助成対象者は、被災前の水準を上回る以下の【必須目標】(①)と【選択目標】(②～④から1つ以上)について数値目標を設定する必要があります。

【必須項目】①付加価値額=(収入総額-費用総額+人件費)の拡大

【選択項目】②農産物の価値向上、③単位面積当たり収量の増加、④経営コストの縮減

4. 提出書類

《共通》

☐申請書兼必要書類確認表(チェックリスト)、要望調査表 ☐見積書など概算額が分かるもの

☐被災状況写真

☐機械・施設等の被災証明書

☐令和6年分決算書(青色、白色)の写し

☐令和5、6年分消費税申告書の写し

《対象別》

(再取得の場合)

☐機械のカタログ、施設の図面

(再取得の場合)

☐修理不能証明書

(既に修繕・取得している者)

☐請求書・領収書

(園芸施設共済対象機械の場合)

☐共済加入証明・支払通知

(機能向上の場合)

☐規模決定根拠

お問い合わせ

八代市農林水産政策課 TEL 0965-33-4117